

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

(平成十九年七月十九日青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第四号)

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号)第二章の規定による青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護については、広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第三十一号)の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。